

## 佛國の琉球開港要求と江戸幕府の對策

赤尾藤市

### 序言

寛永年間スペイン・ポルトガル兩國人の入國、並びに我國人の海外渡航を禁止して以來、江戸幕府の對外政策は、所謂大猷院光御遺法を以て金科玉條となし來つたのである。幕末外交多事の際に當つて、幕府の令達文書の中に、屢々祖法改變し難くの文字を見出すのであるが、この祖法とは即ち寛永年間の禁令を指すものである。

十八世紀以來歐洲列強の海外植民政策の發展、殊にその亞細亞進出が漸く顯著となるや、茲に極東の島帝國も亦その波濤の影響から免れることは出来なかつた。有名な文政八年の異國船無二念打拂令の如き、ナポレオン戰役の餘波とも、或は英國の極東政策の影響とも解せらる

るであらう。更に阿片戰爭の刺激するところ、天保薪水令の頒布となり、幕府の對外方針に重大變化を生ぜしむることゝなつた。元々幕府は諸外國と兵刃を交へてまで鎖國の祖法を墨守せんとする程の強硬なる態度方針を持しては居なかつた所へ、阿片戰爭の情報を得て、文政打拂令の存續が甚だ危険性を有するを感じ、急遽之を撤回するに至つたのである。

然し乍ら、從來の外國船入國拒否の方針そのものに變更を加へたものではなかつたが、而かも世界の大勢の變化は、獨り我國のみを國際場裡に孤立せしめ、自己の欲するがまゝにその對外方針を堅持するの自由を失はしめんとするに至つたのである。假令幕府當局者がその祖法を固守せんと欲するも、その貫徹し難き形勢の推移を感

知するに及んで、二百年來の鎖國政策は必然的に破綻を生ぜざるを得なくなつた。一朝何れかの國が兵力を擁して我が鎖國政策の撤回を迫る場合、如何なる結果となるかは自ら明らかであらう。

嘉永六年合衆國東印度艦隊司令官兼遣日特派大使ペリ―海軍大將が、その引率する四隻の艦船を以て浦賀沖に現はれ、日本政府に對して開國通商を要求するに當り、武威を挾んで斷乎たる態度に出でたことは、江戸幕府をして二百年來の傳統的鎖國政策を放棄するの已むなきに到らしめたりとは、從來殆んどすべての史家の説く所である。が然し果して眞にペリ―の威嚇に怖れ、狼狽の極一朝にしてその祖法を放棄したものであらうか。

この點に關し、換言すれば江戸幕府の開國政策の決定に關し、重大なる暗示を興ふるものとして、ペリ―來航に先んずること八年、弘化三年に於ける佛國の琉球開港要求の問題を採り上げて見たい。既に二、三の幕末史家のこの問題に論及せられたものもあるが、昨年來『大日

本維新史料』が公刊せられ、この琉球問題に關する幾多の新史料が公表せられた機會に於て、昭和聖代修史上の鴻業を祝讃する意味をも含めて、先聖史家の驥尾に附してこの稿を起す次第である。

(註) 濱野章吉、懷舊紀事(阿部伊勢守事蹟)七三―一七五頁。

田保橋潔、近代日本外國關係史四三四―四四一頁。

井野邊茂雄、維新前史の研究四七九―四八三頁。

## 一

琉球は元來天産に恵まれざる小島群であつて、室町時代には日支鮮三國を始め、遠く南海の諸國と貿易してゐたが、特に明朝に對しては入貢してその冊封を受け、進貢の名を以て貿易の實利を得てゐた。斯く明との關係が密接となるにつれて、我が國との關係は勢ひ疎遠となつた。茲に於て島津義久は尙寧王に來聘を促したが、その拒絶するに及んで、遂に江戸幕府の許可を得て、慶長十四年之を討伐し、以後明に對すると同様に、江戸幕府及び薩藩の冊封を受けしむるにいたつた。而かも一方支那

に對しては清朝の世となつても、明代同様入貢をつゞけてゐた。而して島津氏が琉球の入貢を促した目的は、政治上よりか經濟上にあつて、琉球を通じて支那貿易の利益を獨占し、以て藩の財政收入の増加を企圖したのである。されば琉球が従前通り明の封冊を受けることを拒否しなかつたのみでなく、明滅亡後之に代つた清朝に入貢することも黙認してゐた。他方清朝も亦琉球と日本との關係を知りつゝも、敢へて進んで日本と事を構へんとする意圖はなく、且つ清の封冊使が冠船に乗じて琉球に着く時は、島津氏の琉球在番奉行は遠く那覇首里の市外に出で、姿をかくし、また神社佛閣に寄進せる日本年號記入の偏額等は悉くこれを取外すといふ有様であつたので深く日本との關係を追窮することなく、黙認の状態であつた。茲に琉球は徳川時代を通じて日支兩島の關係にあつた。蓋し強國の間に介在する弱小國として、自己存立のために已むを得ざる方法であつた。<sup>①</sup>

弘化嘉永の交、英米佛露等各國の艦船が極東近海に出沒して、中には琉球に對して通商布教を迫ること屢次に

及んだものがある。その中最も困難なる外交問題を惹起したのが佛國の要求である。

阿片戰爭に刺激せられて、佛國の極東政策は漸く積極的となつて來た。弘化元年三月佛國印度支那艦隊司令官セシーユ少將は、軍艦アルクメーヌ號を琉球に分遣した艦長デュブラン大佐は宣教師フォカード及び支那人傳道師コウ(埃吾志)を伴つて那覇に上陸した。中山府當局に對して清佛關係の親密化しつゝある次第を説き、更に琉球に對しても、通信、布教、貿易の三ヶ條を提議して條約締結を要求した。之に對して中山府は、交易に充つべき物資の不足を理由として之を拒絶した。デュブラン艦長は後日更に佛艦の來航すべきを告げて、語學習得のため前記フォカード及びコウ兩人を那覇に留めて出港した。<sup>②</sup>

中山府駐在の薩藩在番奉行は直ちにこのことを鹿児島へ急報し、更に江戸幕府へ報告した。この時、薩藩世子島津齊彬は海外の形勢を察し、試みに琉球を以て外交折衝の地となし、徐らに開國の策を練らんと幕府に策を建

てたが、事甚だ重大であつて幕閣の容るゝところとならなかつた。

翌々弘化三年四月七日佛艦サビース那覇に入港し、日中に佛國水師提督艦隊を率ゐて來り、互市通商を要求すべきを豫告した。次いで艦長ゲレン等は上陸して那覇近傍を測量し、或は首里王城附近までも徘徊し、その舉動不遜を極めた。更に五月七日には那覇より運天港に廻航し、強いて上陸宿營し、或は附近の地を測量するなど、その態度等に容易ならざる企圖あるを思はしむるものがあつた。<sup>③</sup>

同五月十三日に至り、果してゲレン艦長等の豫告の如く、佛國印度支那艦隊司令官セシーユ少將は軍艦二隻を率ゐて運天港に現はれた。斯くてセシーユ提督は前記サビース號を加へて合計三隻の軍艦の威力を擁して、中山府當局に對し強硬なる態度を以て、布教並びに通商通商に關する條約締結を要求した。薩藩の琉球在番奉行平田善太夫等は、中山府當局者を指揮して應接の事に當らしめた。<sup>④</sup>

斯くて中山府評議の結果、閏五月十二日大要次の如き趣旨の回答をセシーユ提督に復してその要求を拒絶した。

琉球は彈丸黒子の小邦であつて、金銀銅鐵は勿論、絲斤綢緞等もなく、五穀亦乏しく、産物尠くして殆んど國と稱すべからざる状態である。大明以來支那の藩屏に列し世々入貢をつゞけて來たが、その貢納の物資並びに交易雜貨類は何れも國産品ではなく、専ら度佳喇島ラオより買求めてゐる。更に米穀木材鐵鍋棉花蘭葉煙草蘭油黃蠟器具の類も亦同島商人の持來る所のものを以て、漸く國內の用辨を達してゐる。而して日本は國法嚴重であつて、支那オランダ兩國に對してのみ長崎一港を限つて交易を許してゐるにすぎない。度佳喇島は日本領であるけれども、特に隣國の誼を以て琉球との通商が許されてゐる。彼の商人はその物産を持來り琉球産の黒糖燒酒蕉布並びに當地にある支那の物産と交易してゐる。されば若し琉球が貴國と通商交易を開いたならば、度佳喇島商人は國法によつて琉球來航

を禁止されるのである。然る時は支那に對する貢物を失つて朝貢の禮を缺ぐことは勿論、我等島民の日用生活必需品を失つて、國家の存立は危殆に頻して來る。

況んや琉球には風旱の害が屢々あつて、その度毎に度佳喇商人の持來る米穀によつて、辛うじて生命をつなぎ得るので、若しその交易關係を絶たれる時は、饑荒の際餓死するの外ない。琉球の窮狀まことに斯くの如き次第であつて、全く度佳喇島を頼つて國を立てゝゐるので、支那の如き大國の例を以て律せらるゝことは甚だ迷惑に感ずる次第である。伏して願はくばこの國狀を憐んで通好互市の專御免を賜はりたい。(原漢文)

之に對してセシュー提督は重ねて通好互市を迫つて、琉球に國産なく度佳喇島に依存して生計を立つとの辨解は信じ難い。寧ろ歐洲人と交易する方が代價も公平であり日本の羈絆を脱することも容易であらう。若しあくまで歐洲人との交易を拒絶する時は、或は貪欲なる國あつて琉球を占領するに至るであらうと脅迫したが、遂に中山府を動かし得なかつた。<sup>⑤</sup>

依つてセシュー提督は新に宣教師ル・チュルヂュを那覇に駐め、前年以來語學習得のため留置したフオカードを伴つて運天港を去つた。

これより先同年四月上旬佛國軍艦の來航と相前後して英人宣教師ベツテルハイム那覇に上陸し、表面醫師を標榜して病人の治療を申出で、以てキリスト教の布教に着手せんと企てた。或はその宿舍たる護國寺の本尊取拂ひを要求し、琉球王に對して宗教書を贈るなど、薩吏も漸くその行動目的に深き疑念を挾むに至つた。<sup>⑥</sup>

右の如き英佛艦船の琉球來航、島内の民情調査、通商條約締結の要求、更に最も重大視せらるべき禁宗布教の企圖等、鹿兒島より直ちに江戸へ報告せられ、茲に幕議の重要議題としてその對策を論究せらるゝに至つた。

① 藤井甚太郎、森谷秀亮共著、綜合日本史大系、明治時代 六八六—六八八頁。

② 懷舊紀事三八—四〇頁。

③ 大日本維新史料第一編ノ一、三〇八一—三五七、四六〇—四七二頁。海舟全集第二卷二二五—二二七頁。

④ 大日本維新史料第一編ノ一、四八五—五〇三、五二七—

五六三頁。

⑤ 同、六三一—六三七、六七〇—六七八頁。

⑥ 同、三五七—三七八頁。

## 二

斯くて島津氏は急情を幕府に報告すると共に、閏五月二十五日江戸詰家老調所笑左衛門を老中阿部伊勢守<sup>正弘</sup>の官邸に遣はして、特に琉球と島津氏との從來の關係其他を詳細に陣述せしめた。その際の口上書に曰く、

然ハ琉球之儀ハ南海之孤島、誠之小國ニテ金銀銅鐵之類ハ毛頭無之、水少ナノ土地五穀ハ天水ニテ致生熟候國柄、産物連モ黑砂糖之外格別之品モ無之、殊ニ文國ニテ武器之備ハ全ク無之、往古ヨリ和漢通商ヲ以テ立行來候國柄、抑嘉吉年間ヨリ領分ニ被下置難有、今以テ領地之事ニ御座候。然共中山王代替ニハ清國ヨリ封王使差渡、封爵ヲ請ケ朝貢致シ來候國ニ御座候得者、國許ヨリ差渡置候在番奉行其外役々、清國之者共へ面ヲ合候事ハ遠慮致シ候往古ヨリノ仕來ニ御座候。乍然

佛國の琉球開港要求と江戸幕府の對策(赤尾)

内實ハ清國ハ素ヨリ、曠咭喇國・佛朗西其外外國之者共、琉球ハ日本へ致通商候儀、飽迄案内之事ト相聞得候ニ付、佛朗西ヨリ三ヶ條<sup>和好交</sup>之難題申掛候儀敷ト被察申候。依テ右三ヶ條之儀國禁之趣ヲ以テ強テ相斷候者、若シ清國等へ引合、彼國ヨリ琉球ト交易之儀免許之儀共取企、自儘之儀共取計候時ハ、其儘ニハ難捨置、何レ事ヲ破ル外ハ無御座、然ル時ハ勝敗之有無ニ不拘琉球國ヨリ事起リ、日本之御邪麗トモ致到來候テハ誠ニ無申譯次第、何レ無事平穩之取計不仕候テハ不相叶儀ニ御座候<sup>中略</sup>。此度渡來之佛朗西人共之様子ヲ承候處、來着早々上陸、馬上ニテ琉球之内諸所恣ニ致橫行候趣ニ御座候得者、定而一昨年同様難題申出候半ト推察仕候。就テハ唐阿蘭陀外、外國通商之儀堅御禁制之段者深承知仕罷在候得共、右様難題申掛候ニ付テハ是迄之通理解而已ニテ申斷候テモ連モ承引仕候儀ニテハ有之間敷、依テ交易之道ニテモ少々究候様御座候ハ、琉球ハ外藩之儀ニモ御座候間、琉球限リノ取組ニイタシ、地方へハ右船々渡來不致様爲仕度、乍然未タ

應對モ不仕事ニ候得者、何分之儀ニ可有之哉難計候得共、精々中山王初攝政三司官共無事平穩之取計仕候様早々申越候様仕度、右ハ書面等ニテ表向奉伺兼候ニ付極御内々御内慮別段相窺候事。

右の口上書にて窺はるゝ如く、薩藩側に於ては佛國に對する通商拒絶の始末が、我が對外政策上重大なる結果を生ぜしむるやも圖られず、殊に若し佛國が清國より琉球開港の許可を得るに至らんか、專の結果如何に拘らず、由々しき國難をかもすに至らんことを憂慮して、琉球は屬領とは云ひ乍らも外藩のことなれば、交易のみにても之を許し、その代り他地方へは一切來航せざる様取計らひ以て萬一の患害を琉球のみに局限し、本土に及ぼさざる様取計らひてはとの策を立てゝある。更に調所はその翌二十六日、阿部老中の腹心たる前長崎奉行筒井政憲を訪うて、同様の趣旨を陳述して協議した。

命を含んで、薩藩世子島津齊彬と熟議を重ねた。その結果、二百年來昇平相つゞき武備解體、士氣萎微せるの時に當り、無謀嚴猛なる措置を執らんか、忽ちにして國難を招來するに至らん。元來琉球は日清兩屬の姿にして、表は清國に屬し實は日本に隸す。故に日本一己の利害を以て和戰を決し難からん。若し外夷豫め清國の許允を得て通信貿易を請ふに至らば、琉球王之を拒むを得ざらん然る時は日清兩國隙を生ずるは必せり。之亦國家の良計にあらず。因て琉球は日本域外に置き、通信貿易の二件は琉球王手限りに默許せられんこと、日本將來の良策たるべし。宗教は遽かに之を許允せば國害の基たるべく、之を拒絶するに若かざるべし。徐々に善後の策を立つるを良しとす。」とて兩人意見の一致を見るに至つた。この説は島津齊彬公傳編者の記す所であるが、而かも幕府並に薩藩側の公私文書中に、この事實を證し得るものがないのである。然し前記調所笑左衛門の口上書中にも、「右は書面等にて表向奉伺兼候に付極内々御内慮別段相窺」とあり、更に後述するが如き諸事情等より推察して、兩

人口頭上の協議の結果として、大體かゝる結論に到達したるものと認めて差支なきものと信ぜらるゝのである。

阿部閣老は右の如き協議の結果を容れ、同月末薩藩主代理として齊彬の歸藩の請を許した。その際の老中達の中に、「今般之儀ハ不容易次第ニテ、事柄ニ寄り候テハ御國體ニモ拘リ可申程之儀ニ付、諸事之取計並取締向等、應機變不失御國威様、寛猛之場合程能熟慮指麾有之候方ニ存候事」とあり、更に又六月一日齊彬が藩主齊興と共に登營の際、將軍家慶之を引見して、「彼地之儀ハ素ヨリ其方一手之進退ニ委任之事故、此度之儀モ存意一杯に取計、尤國體ヲ不失、寛猛之所置勘辨之上、何レモ後患無之様及熟慮、取計向等機變ニ應シ取計可申」との上意を授けてゐる。更にこの日登營の次第を調所笑左衛門より在藩の國家老宛報告の書翰中にも、就テハ誠ニ意味深重、以心傳心之御事ニテ何分ニモ筆紙ニハ難申解、勿論外ニモ何トカ被仰渡モ可有之哉ニ存候儀有之候付、追テ誰ソヘ深ク申含、急ニ差立遣候様可致候中<sup>略</sup>。此度ハ至極御隱密之御事ニテ御書取等何乎ニ付テ御渡之御手數ハ全ク不

被爲在御事候。」とある通り、公然と幕府の方針を明示した文書を交付せず、以心傳心言外の深意を推知せしめたのである。

即ちかゝる國家の大方針に關する重大事件の處置に就いて、その根本的方策を明示せず單に國體を失はざる様とか、或は寛猛の處置後患無之様とかいつた風な漠然たる指令を授け、加之何事によらず老中達を以て、常に文書政治を行つて來た幕府が、この際に限つて隱密の中に旨を含め、後來何等かの實證となるべき書面を交付しなかつた點から推しても、幕府の眞意は必ずやその外部に洩るゝことを極度に憚るものがあつたがためであらう。下文に於て更にこの點を明らかにすることにしたいと思ふ。

- ① 大日本維新史料第一編ノ一、七五一―七六〇頁。
  - ② 續舊紀事一三二―一三三頁。同附錄一五二―一五三頁。
  - ③ 大日本維新史料第一編ノ一、八〇四―八〇八頁。
- 同、第一編ノ二、四一九頁。

三

阿部開老は六月五日更に島津齊彬を自邸に招いて、琉球處置に關する密命を授けた。

琉球國へ佛期西人共罷越候節、難題申掛候儀ニ付、取扱方心配被致候段尤之儀ニ候得共、交易之義は公儀難被及御沙汰筋ニ候。併琉球之儀は其方領分とは乍申、國地同様に難取扱段は無餘儀相聞、既に此度之一條其方存寄一杯に可被取計旨被仰出も有之義に付、寛猛之所置其時宜に應じ、後患無之様思慮之上、取計可被申事。

右は老中達の全文であるが、交易之儀は公儀難被及御沙汰と、寛永以來の交易禁制の鐵則を殊更に明記し、次いで琉球は島津氏の領分とは云ひ乍ら國地同様に取扱ひ難くと、特に除外例として認めてゐるのである。この一語の意味を更に明確ならしむれば、琉球に於ては事情により交易を許すも已むを得ざらんと解釋するの外はないのである。殊に薩藩側の記録によると、その際正弘から口達に、琉球は外藩にして日本内地とは事情を異にする故、様子によつては成るだけ小規模に表立たざる様交

易を行ふ様取計らふべく、この事は表向許可する譯には行かないが、今回の一件島津氏に一任の次第なれば、臨機應變の處置可然とある。更に又之を裏書するに次の如き文書がある。即ち調所から國家老宛書翰中に、「琉球ハ外藩之事候得ハ、強テ御構モ不被遊トノ御意味合ニ付、無御遺念御熟慮御取計被爲在候様、勿論事々公邊御伺ニモ不及候間右等之御譯合深ク御念<sup>中</sup>。不容易意味合深長之事共ニテ、何分ニモ書面ニハ難書顯譯合有之候。」とあるのは、當日正弘から口達の内容を報告してゐるものである。同日更に下曾根金三郎が、その父筒井政憲の内命を含んで、薩藩士半田嘉藤次を訪問し、琉球開港の密諭を告げた次第を、嘉藤次から家老調所へ報告した書翰中にも、「表立テ公邊ヨリ佛國商法御免ト者被仰出間敷候得共、前條之御趣意ヲ以、定テ阿部様ヨリ御内諭モ可有之候間、最早無御掛念琉球國手限、佛國ト商法御取組被成候而モ宜キ由、右之通佛國ト通商御取組之上者、イキリス國杯ヨリモ同斷之儀申立候儀申掛候者案中ト被察候得トモ、琉球國者小國故産物少ク、手廣ニ商法難相成趣ヲ以

テ佛國へ託シ置キ、イキリス國杯へ厚ク爲申諭候様、御取計有之候方宜敷由。」とある。而して同じく薩藩側の記録に、事は隱密の内に旨を受けたる次第なれば、絶對に外部へ機密漏洩のことなき様との文字を再三見出すのである。<sup>①</sup>

島津氏と關係交渉の深かつた勝安芳も後年に至り、當時の阿部島津兩侯が内外協力して開國の議を整へ、その實施に着手したる旨を裏書してゐる。又下文に述べる如く、水戸前藩主齊昭と阿部閣老との往復文書中にも、琉球交易許可の内議があつた事を推測し得る點を屢々見出すのである。

前文説き來つた所によつて之を觀るに、阿部島津兩侯の内議が佛國の態度如何によつては、交易開始も亦已むを得ずとの點に歸着せるならんことは、最早明確にして疑ふべからざる次第と推察せらるゝのである。即ち嘉永六年ペリー提督の威嚇を俟つまでもなく、既に弘化三年六月に於て、鎖國政策の墨守が兵火を招くの惧ある時は已むなく開國する事に幕閣の方針は決せられたのであ

る。

更に島津氏の琉球に於ける對外貿易の内情を窺知するに、重要な示唆を與ふるものは、後年齊彬襲封以後、安政年間に至つて藩士市來四郎に密命を下して、琉球へ渡航せしめ、軍艦兵器の購入、外國貿易の準備、研學生派遣、在琉外國人の監察、長髮賊亂中の清國へ武器賣込臺灣占據等の秘策遂行に當らしめた件である。市來は琉官に假裝して名も市地良親雲上と稱し、着々とその準備に當つたのである。この琉球に於ける外國貿易の計畫たるや、相當遠大なる規模の下に、しかも大膽なる企圖であつて、少くとも阿部閣老の默許の下に進められたと解せらるべきであらう。而してこの大計畫將に實現に就かんとするの際、不幸齊彬の急逝と、更に加ふるに島津氏と快からざる伊井大老の就任を見たるがため、藩は一切の計畫を中止するに至つた。そのため市來は外國人に對する申譯上表面死没を裝ふて僞葬を行ひ、墓石を建て、歸藩するの已むなきに至つた。勝安芳の懷舊談も之を裏書してゐる。蓋し弘化年間に於ける島津氏の琉球外國貿

易の企圖が、その淵源をなしてあるものといへるであらう。<sup>③</sup>

市來四郎は後年の談話に、開國元祖は井伊大老にあらずして阿部正弘である。弘化三年琉球開港問題の起つた際、正弘齊彬協議の結果、鎖國政策は邦家のために不利なれば、須らく彼の長所を採つて學ぶべしとなし、開港の策この時に一決せりと斷じてゐる。阿部正弘の傳記たる『懷舊紀事』の編者亦この説を採つて、正弘が開國通商の大策を進めたる證左となしてゐるのである。<sup>④</sup>

然し乍らこの推論は、正弘の政治上功績を出来るだけ稱揚せんとする編者の誇張と見るべきではあるまいか。弘化三年當時にあつて、阿部閣老その人にかゝる遑大なる胸算ありとは斷じ難いのであつて、寧ろ之を否定すべき史料すら存在するのである。即ち『島津家國事鞅掌史料』中に下の如き記録がある。それは正弘より直接齊彬への訓示として、佛國より申立の三ヶ條は相叶はざるまでも、精々從來の國是の趣旨を以て厚く斷り、若しその上にては逆も承知せず、又を咽喉に當つると申す様の場

合に差迫らば、是非に及ばず交易の儀承知するも苦しからず、この意味を取違へざる様、且又交易を許すとも必ず佛國限りにて、他の國々とは取合はず、又交易の規模も細長くして大業にならざる様熟計然るべしと、琉球開港方針の内容を具體的に細示したとある點である。<sup>⑤</sup> 即ち開國を以て邦家百年の大計と斷じたる結果ではなく、外國と兵火を交ふるの危機を避けんとする消極的開港策と解釋すべきであらう。この事情は後年ペリー提督來朝の際に於ける阿部閣老の處置に就いて見るも自ら明らかである。

- ① 大日本維新史料第一編ノ二、三〇—三八頁。一〇九—一一六頁。
- ② 海舟全集第二卷二三二—二三三頁。
- ③ 昭國公文書卷之二、六三—六六枚。  
土屋喬雄、封建社會崩壞過程の研究五二八—五二九頁。  
懷舊紀事一二五—一二九頁。
- ④ 懷舊紀事一二九—一三四頁。
- ⑤ 大日本維新史料第一編ノ二、三八—四五頁。

四

而して琉球開港問題の發生に關聯して、逸すべからざるものは、水戸前藩主齊昭の阿部閣老に對する進言である。

齊昭の對外觀に就いては、その根底にある水戸政教學の對外論說より説明すべきであるが、それは本稿の目的でもなく、又既に詳細に之を説いた論著も尠くないので、茲には直接琉球開港の件に關するものゝみに就いて述べることにしたい。

既に佛艦琉球來航後間もなく、島津齊彬より豫て親交のあつた齊昭に書翰を送つてその狀況を報じ、併せてその措置に就いて意見を求めた。されば琉球の形勢容易ならざるを早くも知つた齊昭は、六月十七日の阿部閣老宛書翰に於て、八丈島、對馬方面の開拓、艦船製造、兵備嚴整等の海防意見を提言し、併せて琉球問題に就いて、「尙ニ夷狄於琉球は何をのぞみ申候哉。何レ天主、通信交易の三ヶ條と存候處、書面ニ而者三色ニ分レ候へ共、

其内何レニ而モ一ツ御聞濟ニ相成候へは、其尾ニ取つき、外ニツハ追々出來候は彼が心算にて、且追々島々を奪ひ國々海岸へ寄候事、鏡ニかけ候如クニ候へは、願ハ一切御濟せ無之か御宜と存候、唇やふれて齒寒と申候。何卒只今の中御良策被在候やう奉存候。たとへは出火ニても小き内ニ候へは防留相成申候處、外へしれ不申やうこと秘置中、大火ニ相成候へは容易に消候事は、不相成物ニ候へは、御先見か專一と奉存候。」とて、佛國の要求全部を一蹴すべきを進言した。

而かも幕議は之に先んじて既に琉球貿易默許の方針に決し、その旨を薩藩へ達して、處置を一任したとの情報を得た齊昭は、幕閣の處置を難じて、「最早琉球は佛人へ被下候同様にて、來年は琉球不殘奪レ候儀只今より下官見拔申候。琉球手に入候へば蝦夷地を手に入れ、南北より攻入候上に、浦賀より脇腹をつかれ申候儀。」と痛憤してゐる。更に曰く、東照宮以來天下の權は徳川に歸するも、天下は必ず徳川の天下に定まりし次第にもあらず、國家の安危に拘る重大問題に對して決然たる處置を採ら

されば、諸侯中には獨自の發見的見地から行動するものも出で來るであらうと、暗に内亂の勃發を諷して、斷然琉球出兵を主張し、「たとへ萬々一防かぬ琉球奪れ候にもいたせ、佛人も死人多有之程に候はゞ、一小島の琉球に而さへ日本より援兵來り候へば手に餘り候と存候へば、御當地杯へ攻入候義は格別遠慮も可致候處、琉球にて恐縮致し、手を不出して奪れ候上は、勝に乗じ日本人も愚なりと存じ、必所々へ來り可申哉に被察候。扱又來候上は先日御申聞の通り、何れの備も手薄、海軍艦はなく、何を以必勝の道可有之哉」と説いてゐる。<sup>③</sup>

その後も齊昭は屢々正弘に書を送つて琉球問題を精論してゐる。下文の如きは攘夷論者としての齊昭の面目躍如たるもがある。

大隅守一國ノ人々召連琉球ニ渡海シ、夷狄ニ手落有之ハヨキ幸、一戰シテ猛威ヲ示シ度程ノ息組ニテ寛々扱時ハ、夷狄も其色ヲ見取り彼ヨリ手ヲ引ク様ニモ可相成、右之勇威ヲ見テ歸帆ノ上ニハ重テ渡來ハ見合ヘシ夫共強ク打掛ラベ勿論ノ儀、大隅守初打死スルカヨキ

也。タトヒ大隅一家ヲ亡ス共薩摩守ニ被命人ハ日本中ニ何程モ可有之、大隅一家ヲ亡シテ日本ノ武勇ヲ示サシ事ヲ思ヒ、若大隅亡ヒハ、最寄西國ノ大名何ベンニテモ被遣候ナラハ、防留ヌトイフ事ハ有ヘカラス。夫カ爲ノ武門ニテ日本ノ毅ヲ代々食シ、是迄命ヲツナキ且ハ二百餘年神祖ノ御大恩ニテ高枕ノ世ニ生出、是迄何一ツ命ニ拘ル程ノ御奉公モ無之候へハ、右ノ御大恩ヲ報シ、疊ノ上ニテ不死事武門ノ本意ト思定テ、一同渡海シテ寛猛ノ扱センニ、出來ヌト云事有ルヘカラズ。<sup>④</sup>

之所謂死中に活を求めんとする説であつて、水戸學派の對外論の根本的理論である。しかも阿部閣老の性格を以てしては、かゝる果斷的處置に出で得なかつたものである。

① 高須芳次郎、水戸學派の尊皇及び經論六〇七―六七頁。

井野野茂雄、水戸學派の攘夷論(史林第五卷第二號)

田保橋潔、近代日本外國關係史四三七―四四五、五四一―五六八頁。

拙稿、ヘリ―渡來前後に於ける對外國國民思想の考察(史林

第二十二卷第三、四號)

- ② 大日本維新史料第一編ノ二、三〇三—三〇七頁。
- ③ 水戸藩史料別記下、六二四—六二八頁。
- 懷舊紀事一四七一—五一頁。
- ④ 懷舊紀事一七三一—一七四頁。

結 語

偕て齊彬は歸藩後琉球問題の對策に腐心し、交易は已むを得ざる場合に限つて之を許すも、布教の件のみは絶對に之を拒絶する方針を定め、兵備を整へて萬全の方策を講じた。而かも幕閣の訓諭の如く寛猛その時宜に應ずべく、十月には琉球在番奉行倉山作太夫をして、中山府當局に諭示し、佛國の要求があくまで拒絶し難き場合に於ては通商を許すべきを以てした。

爾來英米佛等各國艦船の來琉數次に及んだが、薩藩側に於ては幕閣の方針を體して容易に最後の切札を用ひず滯琉外人宣教師等に對しては、或はその監視を厳しくし或は彼等の物品購入に種々の壓迫を加ふると共に、他方彼等の積極的要求に對しては、つとめて之と爭端を起さ

ざるの態度に出で、隱忍よく事に處して、阿部閣老の指示通り寛猛の處置その時宜に應じて善處した譯である。斯くてその後佛國にも二月革命等の内亂があつて、極東政策についても積極的態度方針を採り得ず、遂に宣教師等も自發的に退去するの已むなきにいたり、懸案の琉球開港はその實現を見ずして終つたのである。即ち島津氏はその與へられたる廣汎な自由裁量權をよく活用して阿部閣老の期待にそひ得たるものといふべきであらう。されば幕府の開國政策は、遂に米使ペリー提督の浦賀來航まで實行に移されなかつたのである。

而して弘化年度に於ける幕閣の對外態度決定の事情を考へて見るに、當時琉球は日清兩屬の姿であつて、英佛等の諸強國がその開港を迫つて紛議を生ぜんか、武力なき中山府は結局清國に頼るべく、その際敢へて開港を否とせざる清國は、一令の下に列國をして琉球の屬領たるを確認せしめ得るのであつて、かゝる際に於ける我が國の立場が如何に困難であるべきかは、敢へて想像するまでもないことであらう。さればこの非常の際に當つて、

阿部閣老が開港の策亦已むを得ずとなした理由は充分に認めらるゝのである。

更に又注意すべき點は、前記下會根金三郎の密諭中に佛國と通商取組の上は、英國その他よりも、同様の要求あるならんも、琉球は小國にして産物も少き故、手廣く交易叶ひ難き旨を以て佛國に依頼し、英國その他の要求拒絶方を取計らふべしとある點である。英國を制するに佛國に依らんとする、所謂夷制夷の外交策の一端を窺ひ得るのであつて、後年外交多事の際、或は露國に頼り、或は英國に頼つて、その他の國々の要求を拒否乃至制限せしめんと圖つた外交政策の萌芽を茲に見出すことが出来るのである。

之を要するに、弘化年度に於ける幕閣の琉球開港問題

に對する方針は、事琉球と佛國との通商開始とは稱するものゝ、事實に於ては島津氏と佛國の關係、更にいへば日佛兩國の交易開始であつて、所謂大猷院様御遺法の鐵則は茲に破られたのである。よしんば結果に於てこそその實現を見ず、且又我より進んで採つた開港策ではなかつたとはいへ、實に江戸幕府の對外根本方針に一大轉換を起さしめた事は疑なき事實である。嘉永六年夏ペリー提督が兵威を挾んで開國を要求し來つた際、老中筆頭阿部伊勢守正弘の態度方針が如何なる決定を見るに至つたかは、史上周知の事實であるが、かゝる際に處すべき阿部閣老の胸算は、既に弘化年間に於て慎重考慮の上、その方針の根本が決せられてゐたのである、(丁)